（別紙）

令和７年度分神奈川県学習者用コンピュータ等（ChromeOS・第２回）

の共同調達に係る協定書

　神奈川県公立学校情報機器共同調達協議会　会長　花田　忠雄（以下「甲」という。）と○○○○○　代表取締役○○ ○○（以下「乙」という。）は、国が推進する「GIGAスクール構想の実現」において甲が実施する学習者及び指導者用コンピュータ等機器（以下「端末等」という。）の共同調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、国が推進する「GIGAスクール構想の実現」において、端末等の都道府県単位の広域的な共同調達を実施することが推奨されていることに鑑み、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するため、甲が実施する市町村配備端末等の共同調達に関し、以下の内容について甲及び乙の双方が合意することを目的とする。

（実施主体）

第２条　端末等整備事業の実施主体は、県内市（政令市を除く）（以下、「各市」という。）とする。

（整備対象）

第３条　端末等の整備対象は、各市が所管する公立小・中学校等とする。

（契約の締結）

第４条　乙は、本協定締結後、実施主体である各市と契約を締結し、甲が作成した別添仕様書及び当該市との契約に則り、端末等を配備するものとする。

２　各市がリースを予定している場合は、乙は別途市が実施する賃貸借契約の受注者への物件販売事業者となる。

（業務の適正履行）

第５条　乙は、端末等が神奈川県の公立小・中学校等の授業等において使用されるものであることを十分認識し、本協定の目的に従い、善良なる管理者の注意義務をもって誠実に業務を履行しなければならない。

（協定期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和８年３月31日までとする。

（仕様等）

第７条　端末等の仕様等については、別添仕様書のとおりとする。

（権利義務の譲渡）

第８条　乙は、この協定により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの協定の履行を第三者に委任することができない。

（労働関係法規の遵守）

第９条　乙は、従事者の賃金、労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)などの労働関係法規を遵守しなければならない。

２　乙は、甲が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。また、甲は、乙に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができる。

３　乙は、労働関係法規に関して、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに甲に報告しなければならない。

（報告義務）

第10条　乙は、本協定の履行上、又は完了に影響を及ぼす重要な事情の変更が生じたときは、直ちに甲に報告し、甲は乙と協議する。

（配送方法等）

第11条　乙が、自動車を使用して物品等を配送又は運搬する場合は、低公害車（排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。）の使用及びエコドライブ（アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。）を実施しなければならない。

（業者調査への協力）

第12条　甲が、この協定に係る各市における予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、各市における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

２　乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じることとし、この協定の終了後も、終了日の属する県の会計年度から６会計年度の間は、同様とする。

（甲の催告による解除権）

第13条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの協定の全部、又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。なお、解除により乙に損害が生じても、甲はその賠償責任を負わない。

(1)　協定期間内に業務を完了する見込みがないとき。

(2)　前各号に掲げる場合のほか、この協定に違反したとき。

　（甲の催告によらない解除権）

第14条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその賠償責任を負わない。

(1)　業務の全部の履行が不能であるとき。

(2)　乙がこの業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　乙の業務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは協定をした目的を達することができないとき。

(4)　協定の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ協定をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5)　前各号に掲げる場合のほか、乙がその業務の履行をせず、甲が前条の催告をしても協定をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6)　第８条の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。

(7)　警察本部からの通知に基づき、乙が次のいずれかに該当するとき。

　　ア　乙が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び第15 条において、「条例」という。）第２条第４号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第２条第５号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

イ　乙が、条例第23条第１項に違反したと認められたとき。

ウ　乙が、条例第23条第２項に違反したと認められたとき。

エ　乙及び役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

 (8)　この協定に関して次のいずれかに該当するとき。

ア　乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第３条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙　に対して行う同法第７条第１項又は第２項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第７条の２第１項の規定による命令)が確定したとき。

イ　乙を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第８条の２第１項の規定による命令又は同条第２項において準用する同法第７条第２項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第８条の３において準用する同法第７条の２第１項の規定による命令（乙に対してされたものに限る。））が確定したとき。

ウ　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの協定の一部を解除することができる。この場合、解除により乙に損害が生じても、甲はその賠償責任を負わない。

(1)　業務の一部の履行が不能であるとき。

(2)　乙が業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第15条　乙は、協定の履行に当たって、条例第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

２　乙は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と履行期限に関する協議を行わなければならない。

３　乙は､暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

４　乙は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と履行期限に関する協議を行わなければならない。

（協議事項等）

第16条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して決定する。

　この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

　令和７年　　月　　日

　　　　　　　　　　　甲　　神奈川県横浜市中区日本大通１

　　　　　　　　　　　　　　神奈川県公立学校情報機器共同調達協議会会長

花田　忠雄　　印

　　　　　　　　　　　乙　　○○県○○市○○区○○町○丁目○番○号

　　　　　　　　　　　　　　○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　○○　○○　　印